


所管部課	会計課	部長	並木 俊則		
件名	東大和市会計事務規則の一部を改正する規則について			区分 ○ 1 審議事項 2 報告事項	
関係事項	条例規則				
	部課機関	子育て支援課、市民生活課			
1. 要旨					
<p>(1) 改正理由 平成26年10月1日付で母子及び寡婦福祉法施行令の一部改正があったことに伴い、別表（第5条、第7条関係）中の子育て支援課、及び市民生活課の出納員の担当事務中の事務の名称変更の必要が生じるため、規則の一部改正するものである。</p> <p>(2) 主な改正内容 別表子育て支援課の項中「母子福祉資金及び女性福祉資金に係る返還金」を「母子及び父子福祉資金及び同条例に定める女性福祉資金に係る償還金」に改め、同表清原市民センターの項中「母子福祉資金及び」を「母子及び父子福祉資金及び同条例に定める」に改める。</p> <p>(3) 施行日 公布の日から施行する。</p> <p>(4) 影響及び効果 特になし。</p>					
2. 経過（現時点に至るまでの経過）					
<p>・文書課にて事前審査済み</p>					
3. 留意事項（問題点等）					
特になし					
4. 主管部処理案（検討結果等）					
庁議付議後、起案処理により改正の事務手続きを進めたい。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。